シオノギ製薬

証券コード 4507



第153回
定時株主総会 招集ご通知

日 時

2018年6月20日(水曜日)午前10時

※受付開始は午前9時からとさせていただきますので、
ご協力をお願いいたします。

場 所

ハービスHALL

大阪市北区梅田2-5-25 **ハービスOSAKA 地下2階**

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役6名選任の件
第4号議案	監査役1名選任の件
第5号議案	取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定及び取締役の報酬額改定の件

SONG for you!

シオノギの基本方針

シオノギの目的
シオノギは、常に人々の健康を守るために必要な最もよい薬を提供する。

そのために
益々よい薬を創り出さねばならない。
益々よい薬を造らねばならない。
益々よい薬を益々多くの人々に知らせ、使って貰わねばならない。
創り、造り、売ることを益々経済的にやりとげねばならない。

そのために
シオノギの人々のあらゆる技術が日々休むことなく向上せねばならない。
シオノギの人々が、人間として日々休むことなく向上しなければならない。

その結果
シオノギの人々は日々の仕事と生活に益々生甲斐を覚える。
シオノギの人々の生活の仕方が益々改善せられる。
シオノギの人々の生活が益々豊かになる。
（1957年制定）

目　次

◆第153回定時株主総会招集ご通知 …… 1p
◆株主総会参考書類 …… 4p
◆事業報告 …… 22p
1. シオノギグループの現況に関する事項 …… 24p
2. 会社の株式に関する事項 …… 46p
3. 会社役員に関する事項 …… 47p
4. その他企業集団の現況に関する重要な事項 …… 50p
◆連結計算書類 …… 52p
◆計算書類 …… 54p
◆監査報告書 …… 56p
◆株主総会会場ご案内図 …… 裏表紙

株主の皆さまへ



株主の皆さまにおかれましては、平素よりシオノギグループに対する格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは、2016年10月に中期経営計画Shionogi Growth Strategy 2020（SGS2020）をUpdateし、「創薬型製薬企業として社会とともに成長し続ける」ことを新たなビジョンとして掲げ、社会課題の解決に向けて取り組んでまいりました。

2017年度におきましては、国内において、コア疾患領域と定めた「感染症」と「疼痛（痛み）・神経」において、新製品を数多く発売することができました。特に抗インフルエンザウイルス薬については、日本おいて「先駆け審査指定制度」の下で承認を取得し、画期的新薬をいち早く患者さまへお届けすることに貢献することができました。

近年、医薬品業界を取り巻く環境は厳しさを増してきておりますが、シオノギグループを取り巻くステークホルダー（顧客、社会、従業員、株主）の皆さまに対して、「シオノギの基本方針」にある「常に人々の健康を守るために必要な最もよい薬を提供する」ことをグローバルに具現化し、「創薬型製薬企業として社会とともに成長し続ける」ことができるよう責任を果たしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長　手代木 功

株　主　各　位

証券コード　4507
2018年６月５日
大阪市中央区道修町３丁目１番８号
塩野義製薬株式会社
代表取締役社長　手代木　功

第153回定時株主総会 招集 ご通知

拝 啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第153回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ2018年6月19日(火曜日)午後５時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1．日　　時　2018年６月20日(水曜日)午前10時
2．場　　所　大阪市北区梅田２丁目５番25号　ハービスHALL
3．会議の目的事項
　報 告 事 項　１．第153期(2017年４月１日から2018年３月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
　２．会計監査人及び監査役会の第153期(2017年４月１日から2018年３月31日まで)連結計算書類監査結果報告の件
　決 議 事 項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　定款一部変更の件
　第３号議案　取締役６名選任の件
　第４号議案　監査役１名選任の件
　第５号議案　取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定及び取締役の報酬額改定の件

4．議決権行使についてのご案内
　２頁・３頁の【議決権の行使についてのご案内】をご高覧のうえ、議決権の行使をお願い申しあげます。
　⑴ 書面による議決権行使の場合
　　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年６月19日(火曜日)午後５時までに到着するようご返送ください。
　⑵ インターネット等による議決権行使の場合
　　ご利用方法・ご注意等をご確認のうえ、2018年６月19日(火曜日)午後５時までに行使してください。

以 上

◎ 受付開始は午前９時からとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。
◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
◎ 事業報告の「財産及び損益の状況の推移」「企業集団の主要な事業セグメント」「企業集団の主要な事業所」「企業集団の使用人の状況」「主要な借入先の状況」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」及び「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.shionogi.co.jp/ir/finance/meeting.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
　従いまして、監査役が監査した事業報告、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載した各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記各書類となります。
◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.shionogi.co.jp/ir/finance/meeting.html）に修正後の内容を掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

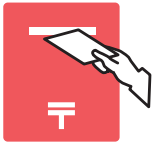
下記の３つの方法がございますので、議決権の行使をお願い申しあげます。

1 

株主総会へ
出席する場合

→ 議決権行使書用紙を
会場受付へ提出
（捺印は不要）

株主総会開催日時　2018年６月20日（水曜日）午前10時

2 

議決権行使書を
郵送する場合

→ 各議案の賛否を
表示のうえ投函
（お早めにご投函ください）

行使期限　2018年６月19日（火曜日）午後５時までに到着

3 

インターネット等による
議決権行使の場合

→ 下記をご参照ください

行使期限　2018年６月19日（火曜日）午後５時まで

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

１．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net（ウェブ行使）

※バーコード読取機能付きの携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．議決権行使のお取扱いについて

(1)インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
(2)議決権の行使期限は、2018年６月19日（火曜日）午後５時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
(3)書面（議決権行使書）とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
(4)議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主さまのご負担となります。

3．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1)パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取扱いください。
(2)パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
(3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】　0120-652-031（午前９時～午後９時）

5．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　剰余金の処分の件

当社は、事業の成長に伴う中長期的な視点での企業価値増大を図るため、事業投資を積極的に行うとともに、配当につきましては、これを安定的に向上させることを目指しております。

成長過程に応じた安定的な配当金額の向上により株主の皆さまへの利益還元を図るため、業績に対する配分の方針としてDOE（株主資本配当率）を指標とし、4.0%以上を目標として掲げております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

（1）配当財産の種類

金銭

（2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金44円　　総額　13,831,670,072円

（3）剰余金の配当が効力を生ずる日

2018年６月21日

なお、当期における中間配当を合わせた年間の配当金は、１株当たり82円となり、前期に比べ10円の増配となります。

第２号議案　　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）会社法第189条に定める単元未満株式についての権利について明確にするべく、現行定款第８条に第２項を新設するものであります。

（２）取締役の員数及び監査役の員数について、上限及び下限の員数を明確にするべく、現行定款第17条及び第27条の一部について、所要の変更を行うものであります。

（３）取締役の業務執行について、役付取締役の選任および業務分掌を現状に即して整理し、取締役会議長の選任を柔軟に行えるよう、現行定款第20条第１項を削除するとともに、所要の変更を行うものであります。

（４）その他、条文の表現等を明確にするべく、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変 更 案
第１条（商号） 当会社は、塩野義製薬株式会社と称し、英文ではShionogi & Co., Ltd.と記す。	第１条（商号） 当会社は、塩野義製薬株式会社と称し、英文ではShionogi & Co., Ltd.と表示する。
第４条（機関） 当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。	第４条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。
第５条（公告方法） 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。	第５条（公告方法） 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第８条（単元株式数） ＜条文省略＞ ＜新設＞	第８条(単元株式数および単元未満株式についての権利) ＜現行どおり＞ ２　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない。 （１）会社法第189条第２項に掲げる権利 （２）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

現行定款	変 更 案
第13条（株主総会の招集権者および議長） 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2　＜条文省略＞	第13条（株主総会の招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、議長となる。 2　＜現行どおり＞
第15条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2　会社法第309条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。	第15条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。 2　会社法第309条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使できる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
第17条（取締役の員数） 当会社の取締役は、７名以内とする。	第17条（取締役の員数） 当会社の取締役は、３名以上７名以内とする。
第18条（取締役の選任） ＜条文省略＞ 2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3　＜条文省略＞	第18条（取締役の選任） ＜現行どおり＞ 2　取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3　＜現行どおり＞
第19条（代表取締役および役付取締役） ＜条文省略＞ 2　取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長および取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。	第19条（代表取締役および役付取締役） ＜現行どおり＞ 2　取締役会は、その決議により取締役社長１名を置き、必要に応じて取締役会長、その他の役付取締役若干名を定めることができる。
第20条（役付取締役の分掌） 取締役会長は、取締役会を主宰し、取締役副会長は、取締役会長を補佐する。 2　取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統轄する。 3　取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役は、取締役社長を補佐して会社の業務を執行し、取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が代行する。	第20条（取締役の業務執行） ＜削除＞ 取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統轄する。 2　取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が代行する。
第26条（取締役会規則） 取締役会に関する事項については、取締役会において定める取締役会規則による。	第26条（取締役会規則） 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

現行定款	変 更 案
第27条（監査役の員数） 当会社の監査役は、３名以上とする。	第27条（監査役の員数） 当会社の監査役は、３名以上７名以内とする。
第28条（監査役の選任） ＜条文省略＞ ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第28条（監査役の選任） ＜現行どおり＞ ２　監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
第29条（監査役の任期） ＜条文省略＞ ２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	第29条（監査役の任期） ＜現行どおり＞ ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
第33条（監査役会規則） 監査役会に関する事項については、監査役会において定める監査役会規則による。	第33条（監査役会規則） 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。
第34条（事業年度） 当会社の事業年度は、１年とし、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。	第34条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

第３号議案　　取締役６名選任の件

取締役全員６名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者は社外取締役を委員長とする指名諮問委員会において、公正、透明かつ厳格な審議を行い、その答申を得て、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位及び担当 重要な兼職の状況
1	再任 塩野（しおの）　元三（もとぞう）	代表取締役会長 公益財団法人細胞科学研究財団理事長
2	再任 手代木（てしろぎ）　功（いさお）	代表取締役社長
3	再任 澤田（さわだ）　拓子（たくこ）	取締役副社長
4	再任 野村（のむら）　明雄（あきお） 社外取締役 独立役員	取締役 株式会社ロイヤルホテル社外取締役
5	再任 茂木（もぎ）　鉄平（てっぺい） 社外取締役 独立役員	取締役 弁護士法人大江橋法律事務所社員 大江橋法律事務所パートナー 株式会社ニイタカ社外取締役(監査等委員) 倉敷紡績株式会社社外取締役(監査等委員)
6	再任 安藤（あんどう）　圭一（けいいち） 社外取締役 独立役員	取締役 銀泉株式会社代表取締役社長 株式会社椿本チエイン社外取締役

※各取締役候補者の選任理由については各候補者の略歴をご参照ください。
　また、各社外取締役候補者については各候補者の注記事項をご参照ください。

候補者番号
1

再任

しおの　もとぞう
塩野 元三（1946年11月17日）

所有する当社株式の数
266,648株



取締役会出席状況
10／12回
（83.3%）

取締役在任年数
34年
（本総会終結時）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 1月　当社入社
1984年 6月　当社取締役
1987年 4月　当社経理部長
1987年 6月　当社常務取締役
1990年 6月　当社専務取締役
1996年 3月　当社動植工薬品事業部長
1999年 8月　当社代表取締役社長
1999年 8月　当社コーポレート企画本部長
2008年 4月　当社代表取締役会長（現）

［重要な兼職の状況］公益財団法人細胞科学研究財団理事長

取締役候補者とした理由

塩野元三氏は、1999年に代表取締役社長に就任以来、第１次及び第２次中期経営計画を推進し、利益を生み出せる基盤を整備いたしました。また、2008年に代表取締役会長に就任以降は、取締役会議長として、社外役員が活発に意見・要望を発言できる環境づくりや提供情報の質・量の充実など、取締役会運営の更なる充実に注力するとともに、経営陣幹部の業務執行を適切に監督していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号
2

再任

てしろぎ　いさお
手代木 功（1959年12月12日）

所有する当社株式の数
15,150株



取締役会出席状況
12／12回
（100%）

取締役在任年数
16年
（本総会終結時）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月　当社入社
1999年 1月　当社秘書室長 兼 経営企画部長
2002年 6月　当社取締役
2002年10月　当社経営企画部長
2004年 4月　当社常務執行役員 兼 医薬研究開発本部長
2006年 4月　当社専務執行役員 兼 医薬研究開発本部長
2007年 4月　当社専務執行役員
2008年 4月　当社代表取締役社長（現）

取締役候補者とした理由

手代木功氏は、2008年に代表取締役社長に就任後、第３次中期経営計画達成に向け、グローバル研究開発、欧州・アジアへの海外事業展開を推し進め、世界で戦える創薬力とロイヤリティービジネスモデルの進化により、中長期的な収益基盤を確保いたしました。また、2014年度に策定した中期経営計画「Shionogi Growth Strategy 2020（SGS2020）」も、その定量目標を順調に達成したことから、2016年10月にSGS2020のUpdateを行いました。その中では、成長性、効率性及び株主還元の観点から新たな定量目標を設定し、「創薬型製薬企業として社会とともに成長する」ための取り組みを強化・推進していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号
3

再任

さわだ　たくこ
澤田 拓子（1955年３月11日）

所有する当社株式の数
24,100株



取締役会出席状況
12／12回
（100%）

取締役在任年数
3年
（本総会終結時）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月　当社入社
2002年 4月　当社医薬開発部長
2007年 4月　当社執行役員 兼 医薬開発本部長
2010年 4月　当社常務執行役員 兼 医薬開発本部長
2011年 4月　当社専務執行役員 兼 Global Development Office 統括
2013年 4月　当社専務執行役員 兼 Global Development Office 統括
兼 医薬開発本部長
2014年 4月　当社専務執行役員 兼 グローバル医薬開発本部長
2015年 4月　当社専務執行役員 兼 経営戦略本部長
2015年 6月　当社取締役 兼 専務執行役員 兼 経営戦略本部長
2015年10月　当社取締役 兼 専務執行役員 兼 経営戦略本部長 兼 経営企画部長
2016年 4月　当社取締役 兼 専務執行役員 兼 経営戦略本部長
2017年 4月　当社取締役 兼 上席執行役員 兼 経営戦略本部長
2018年 4月　当社取締役副社長（現）

取締役候補者とした理由

澤田拓子氏は、2015年に取締役に就任後も、専務執行役員、上席執行役員 兼 経営戦略本部長として中期経営計画「Shionogi Growth Strategy 2020（SGS2020）」を進行させ、2016年10月のSGS2020のUpdate策定においては中心的な役割を果たしております。2018年度からは、業務執行から離れ、副社長という立場で、更なる経営の強化と多様性（ダイバーシティ）の推進を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

再任
社外取締役
独立役員

野村 明雄（のむら あきお）（1936年２月８日）

所有する当社株式の数
0株



取締役会出席状況
12／12回
（100％）

社外取締役在任年数
9年
（本総会終結時）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1958年 4月　大阪瓦斯株式会社入社
1988年 6月　同社取締役
1989年 6月　同社常務取締役
1991年 6月　同社代表取締役専務取締役
1994年 6月　同社代表取締役副社長
1998年 6月　同社代表取締役社長
2000年 6月　西日本旅客鉄道株式会社社外取締役
2003年 6月　大阪瓦斯株式会社代表取締役会長
2008年 6月　株式会社ロイヤルホテル社外取締役（現）
2009年 6月　当社社外取締役（現）

［重要な兼職の状況］株式会社ロイヤルホテル社外取締役

社外取締役候補者とした理由

野村明雄氏は、永年に亘り企業経営に携わったご経験、識見等に基づき、経営者や特定の利害関係者に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行っていただいており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、取締役会におきまして、研究・開発の方向性や海外事業に関する問題提起及び人材育成を踏まえた経営体制の見直しに対するアドバイスなど、明確な指摘や支援の発言を多くされております。また、指名諮問委員会の委員長として委員会メンバーをリードしていただいております。

注

・野村明雄氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
・当社は、野村明雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号 5

再任
社外取締役
独立役員

茂木 鉄平（もぎ てっぺい）（1958年10月17日）

所有する当社株式の数
0株



取締役会出席状況
12／12回
（100%）

社外取締役在任年数
9年
（本総会終結時）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月　弁護士登録
1989年 4月　大江橋法律事務所入所
1992年 7月　クリアリー ゴットリーブ スティーン&ハミルトン法律事務所(Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton LLP)ブラッセル・オフィス勤務
1993年 1月　デ ブラウ ブラックストーン ウエストブロウク公証人・弁護士事務所(De Brauw Blackstone Westbroek)ロッテルダム・オフィス勤務
1994年 4月　大江橋法律事務所パートナー（現）
2002年 8月　弁護士法人大江橋法律事務所社員（現）
2004年 4月　関西学院大学ロースクール(法科大学院)実務家教員(専任教員)
2005年 4月　国立大学法人神戸大学法科大学院非常勤講師
2009年 6月　当社社外取締役（現）
2010年 4月　関西学院大学ロースクール(法科大学院)非常勤講師（現）
2014年 8月　株式会社ニイタカ社外監査役
2015年 6月　倉敷紡績株式会社社外監査役
2015年 8月　株式会社ニイタカ社外取締役(監査等委員)（現）
2016年 6月　倉敷紡績株式会社社外取締役(監査等委員)（現）

［重要な兼職の状況］弁護士法人大江橋法律事務所社員
大江橋法律事務所パートナー
株式会社ニイタカ社外取締役(監査等委員)
倉敷紡績株式会社社外取締役(監査等委員)

社外取締役候補者とした理由

茂木鉄平氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、当社の果たすべき企業責任を認識し、国際企業法務に携われてきた弁護士の立場で、グローバルな観点から社会規範、法令等の遵守を優先して公正に経営判断を行っていただいており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、取締役会におきまして、知的財産権保護の観点での指摘・意見、業務提携に対する課題提起に加えまして、海外グループ会社を含めたコーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制に対するアドバイスを多くされております。また、報酬諮問委員会の委員長として社外からの客観的な視点を踏まえた公正な判断を下していただいております。

注

・茂木鉄平氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
・当社は、茂木鉄平氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
・茂木鉄平氏が社員である弁護士法人大江橋法律事務所に対し、同事務所が専門的な知見を有する国際企業法務等に関わる個別事案の一部に関して、当社は弁護士報酬を支払ったことがありますが、その報酬額は弁護士法人大江橋法律事務所の受取報酬の１％未満であり、弁護士法人大江橋法律事務所及び同氏がパートナーを務める大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約等の経常的な契約関係はありません。
・2015年８月、茂木鉄平氏が監査役に就任していた倉敷紡績株式会社において元従業員による循環取引等による不適切取引が発覚し、同氏は同社特別調査委員会の委員長として当該従業員による不適切取引の詳細及び他の従業員による類似行為の有無の調査にあたりました。その結果、当該従業員以外の複数の従業員による類似行為が判明し、同社においては、これらの取引に基づく会計処理が同社の財務状態を適切に示すものではなかったとして、有価証券報告書及び四半期報告書の過年度修正を行いました。問題の行為の大半は同氏が監査役に就任する以前の期に行われたものです。同氏は、調査結果に基づき、種々の再発防止策を提案し、その後も監査役及び社外取締役（監査等委員）としてその実施状況を監視しています。

候補者番号
6

再任
社外取締役
独立役員

あんどう　けいいち
安藤 圭一（1951年11月５日）

所有する当社株式の数
0株



取締役会出席状況
12／12回
（100％）

社外取締役在任年数
2年
（本総会終結時）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月　株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
2003年 4月　同行執行役員
2006年 4月　同行常務執行役員
2009年 4月　同行取締役 兼 専務執行役員
2010年 4月　同行代表取締役 兼 副頭取執行役員
2012年 4月　新関西国際空港株式会社代表取締役社長
2012年 7月　同社代表取締役社長 兼 CEO
2016年 6月　当社社外取締役（現）
2016年 6月　銀泉株式会社代表取締役社長（現）
2017年 6月　株式会社椿本チエイン社外取締役（現）

［重要な兼職の状況］銀泉株式会社代表取締役社長
株式会社椿本チエイン社外取締役

社外取締役候補者とした理由

安藤圭一氏は、金融機関の経営者としての実務経験や財務・ファイナンスに関する幅広い識見を有するとともに、企業経営者として、当時、岐路に立たされていた関西の空港運営事業について、国、大阪府・大阪市と非常に難易度の高い調整を適切に取りまとめ、現在の関西経済をけん引する関西エアポート株式会社の礎を築かれた経験・識見等を有されております。このことから、経営者や特定の利害関係者に偏ることなく、当社の果たすべき企業責任を認識し、客観性や中立性を重視して一段と高い視点で経営判断を行っていただいており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、取締役会におきまして、重要な経営資源である資産の活用、人材育成の観点から質問・意見を多く出され、また、予算の立案・管理や投資を含めた資本政策などについて、的確にアドバイスいただいております。

注

・安藤圭一氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
・当社は、安藤圭一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
・安藤圭一氏が代表取締役社長を務める銀泉株式会社と当社との間で、損害保険代理店事業に関連して当社より保険料の支払いがございますが、取引金額は同社の売上高の１％未満であり、僅少であります。

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、現在、野村明雄氏、茂木鉄平氏及び安藤圭一氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第25条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、当該契約における賠償限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。３氏が再任された場合、当社は３氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第４号議案　　監査役１名選任の件

監査役 平澤正英氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

新任
社外監査役
独立役員

ふじわら　たかおき
藤原 崇起（1952年２月23日）

所有する当社株式の数
0株



略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1975年　4月　阪神電気鉄道株式会社入社
2005年　6月　同社取締役
2007年　6月　同社常務取締役
2011年　4月　同社代表取締役社長
2011年　6月　阪急阪神ホールディングス株式会社取締役
2015年　4月　株式会社阪神ホテルシステムズ代表取締役会長
2017年　4月　阪神電気鉄道株式会社代表取締役・取締役会長（現）
2017年　6月　阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役（現）
2017年　6月　山陽電気鉄道株式会社社外取締役（現）
2017年12月　株式会社阪神ホテルシステムズ取締役（現）

［重要な兼職の状況］　阪神電気鉄道株式会社代表取締役・取締役会長
阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役
山陽電気鉄道株式会社社外取締役
株式会社阪神ホテルシステムズ取締役

社外監査役候補者とした理由

藤原崇起氏は、阪急阪神ホールディングス株式会社取締役及び阪急阪神ホールディングスのグループ会社の経営者として、当社とは異なる業界ではあるものの豊富な実務経験や幅広い識見を有しており、ここ数年新グループ会社が設立されている状況の中で、グループ経営の視点で当社の監査を行っていただけると判断しております。

このことから、社外監査役としての独立性を重視した見地から取締役の経営判断及び職務執行の妥当性について、当社の監査に反映させていただくことを期待し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

注

・候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
・藤原崇起氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。
・当社は、本議案が承認可決され、藤原崇起氏が社外監査役に就任された場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
・当社は、藤原崇起氏が選任された場合、会社法第427条第１項及び当社定款第32条の規定に基づき、同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結する予定であり、当該契約における賠償限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

第５号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定及び取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年６月28日開催の第142回定時株主総会において、年額４億5,000万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とご承認をいただいております。また2011年６月24日開催の第146回定時株主総会において、上記報酬額の範囲内で、社外取締役を除く取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつき、ご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、社外取締役を除く当社の取締役（以下、「対象取締役」という。）に対し、当社の中長期的な業績との連動性を一層高め、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給すること（以下、「本制度」という。）といたしたいと存じます。また、本制度導入に伴い、上記の取締役の報酬額を改定することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案が原案どおり承認可決されますと、従来の株式報酬型ストックオプションは廃止され、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の付与は行わない予定です。

本制度は、一定期間継続して当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員を務めることを条件とする「長期株式報酬」と、当該条件に加えて当社の中長期的な企業価値向上に向けた業績目標の達成を条件とする「中期業績連動株式報酬」により構成されます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、取締役における他の報酬と合わせて年額７億5,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。以下、「報酬総額」という。）といたします。但し、長期株式報酬は従来の株式報酬型ストックオプションに代わるものとして導入するため、その付与額については従来のストックオプションと同程度にする予定です。従いまして、取締役の報酬額のうち、今回の改定による増額分は、主として中期業績連動株式報酬に基づき支給する金銭報酬債権となります。これにより、対象取締役の報酬における業績との連動性が一層明確になるとともに、株式を保有することによる株主の皆さまとの一層の価値共有を図ることができると考えております。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は６名（うち社外取締役は３名）ですが、第３号議案「取締役６名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、取締役は６名（うち社外取締役は３名）となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は、現行と同じ長期株式報酬と中期業績連動株式報酬を合わせて年75,000株以内といたします。但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。

その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より３年から30年までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

長期株式報酬については、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記（２）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。

中期業績連動株式報酬については、上記の条件に加え、自己資本利益率（ROE）等、当社の中期経営計画で掲げた定量目標、その他当社の取締役会であらかじめ設定した業績目標達成度に応じた数の本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。

但し、対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間及び当該時点における業績目標の達成見込み等を踏まえて合理的に調整した数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本制度に関する議案が、本総会において承認可決された場合、対象取締役のほか、当社の執行役員に対しても、長期株式報酬と同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行または処分する。

以上

［ご参考］【取締役会全体の実効性の分析・評価結果の概要】

2017年度の取締役会全体の実効性について、当社が制定した「コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方」に基づく「6．取締役・取締役会（1）体制、（3）役割・責務、（6）運営」を中心に、各取締役・監査役に対してアンケートおよびヒアリングを実施し、取締役会におきまして分析・評価いたしました。

その結果の概要は以下のとおりです。

1．体制について

専門性や経験を含む様々な要素および多様性の観点から、現時点で必要な体制は確保されていると評価しておりますが、将来に向けた課題として、更なる多様性の観点から、外国籍の取締役の選任、女性の社外取締役の選任などが挙げられました。

継続して、事業展開の状況を踏まえながら、更なる体制の強化を検討してまいります。

2．役割・責務について

昨年度の課題であった経営幹部の育成状況に関する報告について、社外役員・社長意見交換会にて報告し、意見交換を行いました。今後の課題として、中長期的計画に関する議論、経営幹部の育成状況として選出過程や育成経過の説明・議論の充実が挙げられました。

また、コンプライアンス・内部統制の運用状況に関する報告の更なる充実に対しては、毎年、定期的に報告することとし、昨年は9月の取締役会にて「コンプライアンス活動状況について」として報告いたしました。今後は、コンプライアンスに関する報告回数を年2回に増やすなどの更なる充実を図ってまいります。

引き続き、取締役会の役割・責務の充実に向けて検討してまいります。

3．運営について

取締役会の更なる活性化のため、昨年度の課題であった重要案件や専門性の高い案件に関する事前説明の充実を図るとともに、議論を深めるために必要な審議時間を確保いたしました。

今後の課題として、柔軟な取締役会のスケジュール設定、効率的かつ効果的な事前説明方法、更なる製薬業界理解のため研究所・工場の視察の実施などについて意見が出されました。

引き続き、取締役会の運営の充実に向けて検討してまいります。

以上、当社取締役会は、適切に運営されており、実効性は確保されていると評価しております。本評価結果を踏まえ、取締役会のより高い実効性の確保に向けて、継続的に改善を進めてまいります。

［ご参考］「独立社外役員の要件および独立性判断基準」

≪要件≫

① 経営に関する経験や専門的知識に基づく優れた識見や能力を備え、それらを適切に発揮できる
② 社外役員としての役割をわきまえ、時機を失することなく当社経営陣に忌憚のない意見・提言ができる
③ 当社経営陣のみならずステークホルダーの皆さまに真摯に受け止められる人格を有する
④ 一般株主と利益相反のおそれがなく、当社と社外役員個人との間に利害関係がない

≪独立性判断基準≫

① 当社グループの大株主（総議決権の10％以上の株式を保有する者もしくは上位10名）、もしくは当社グループが大株主（総議決権の10％以上を保有する会社もしくは上位10名の会社）の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
② 当社グループの主要な取引先（取引における支払額または受取額が相互の連結売上高の１％以上）の取締役・監査役・執行役員または社員でないこと
③ 当社グループから取締役・監査役報酬以外に、本人が、年間1,000万円以上かつ本人が所属する法人・機関等の売上高の１％以上の報酬を受け取っていないこと
④ 当社グループから年間1,000万円以上の寄附を受けている法人・団体等に属していないこと
⑤ 当社グループの社外取締役の在任期間が10年を超えていないこと
⑥ 当社グループの社外監査役の在任期間が12年（３期）を超えていないこと

［ご参考］コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と体制

当社グループは、経営理念である「基本方針」に基づき、有用で安全性の高い医薬品を継続的に創製・開発・供給し、その適正使用の推進を通じて世界の人々の健康と医療の向上に貢献し、質の高い生活の実現に寄与することが社会的使命であると認識しています。コンプライアンスの徹底を図り、この使命を果たしていくことが持続的な企業価値の向上につながるという確固たる信念の下、ステークホルダーの皆さまとの建設的な対話を通じて、事業環境の変化に対応し続けるために必要な施策を講じ、透明で誠実な経営を実践しています。

当社は、監査役会設置会社を選択しており、中長期的な経営計画に基づき経営判断を行う「取締役会」、迅速かつ機動的な意思決定により業務を遂行する執行役員を中心とする「業務執行体制」により経営と業務執行を分離しており、それらの経営監督及び業務執行を監査する監査役会ならびに会計監査人による「監査体制」が、それぞれ独立した立場でその役割・責務を果たす体制としております。

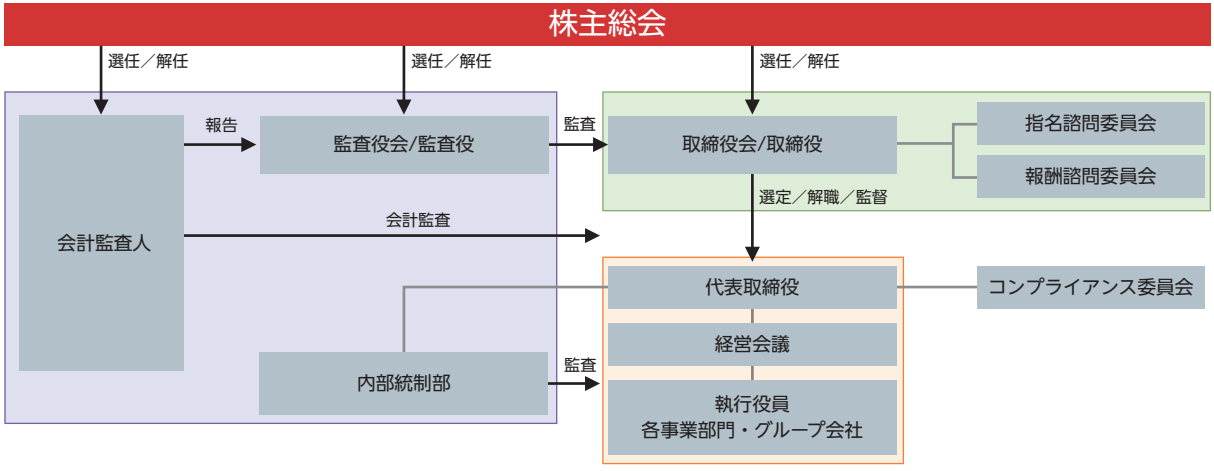
取締役会は、経営の透明性とステークホルダーに対するアカウンタビリティーを一層向上させるため、社外取締役３名を含む６名で構成しています。また、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、公正な見地から取締役としての人材の適性、経営に及ぼす影響、職務や対価の妥当性など多角的に検証しています。

監査役会は、一層の透明性と公正性を担保するため、社外監査役３名を含む５名で構成され、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査にあたっています。

また、経営の意向を業務執行にスピーディーに反映するため執行役員制度を導入し、環境変化に即応できる機動的な業務執行体制を構築し、業務執行を審議する機関として、取締役、常勤監査役及び業務執行の責任者で構成される経営会議を設置しています。

（2018年３月31日現在）

（コーポレート・ガバナンス体制図）



添付書類

事　業　報　告

（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

シオノギグループの財務ハイライト

業績

■ 売上高は、3期連続増収の3,447億円

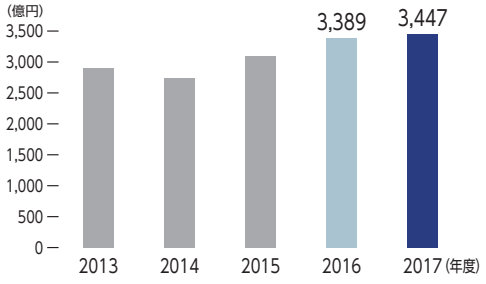
・抗HIV薬のグローバルにおける売上が拡大しロイヤリティー収入が伸長

・抗インフルエンザウイルス薬ゾフルーザ™錠の開発進捗に伴うロシュからの収入

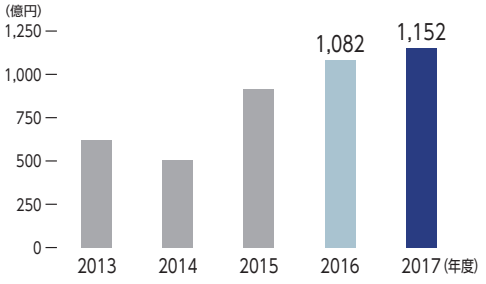
・国内戦略品（サインバルタ®、インチュニブ®、スインプロイク®、ゾフルーザ™錠）が伸長

■ 営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高

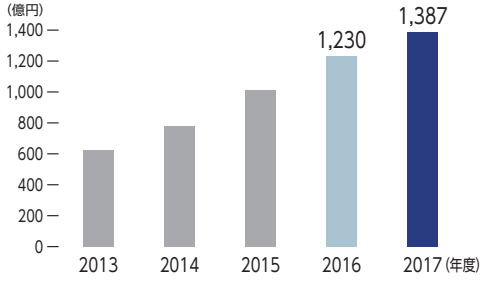
■■■売上高



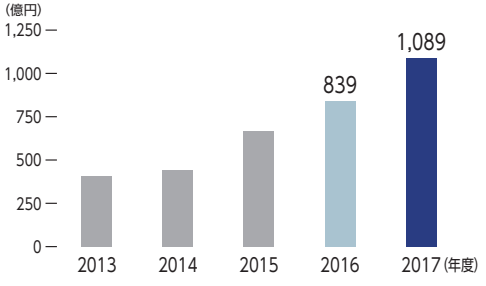
■■■営業利益



■■■経常利益

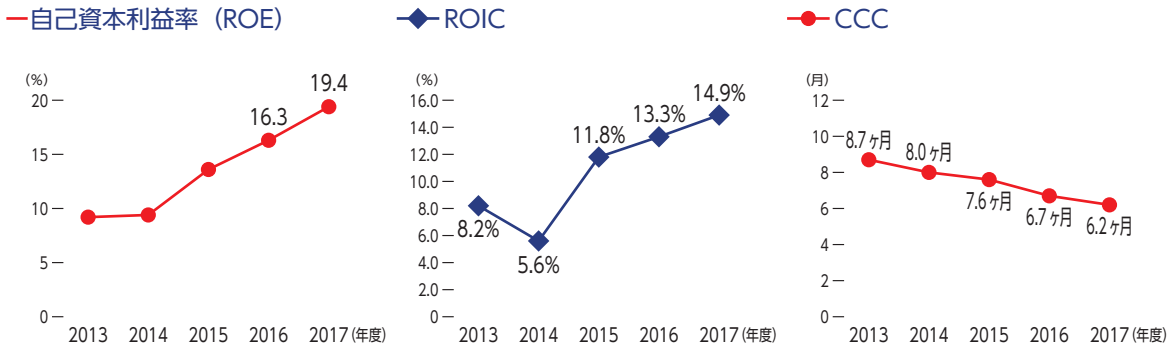


■■■親会社株主に帰属する当期純利益



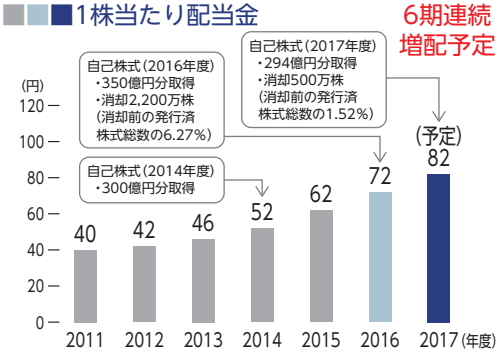
資本効率　KPI

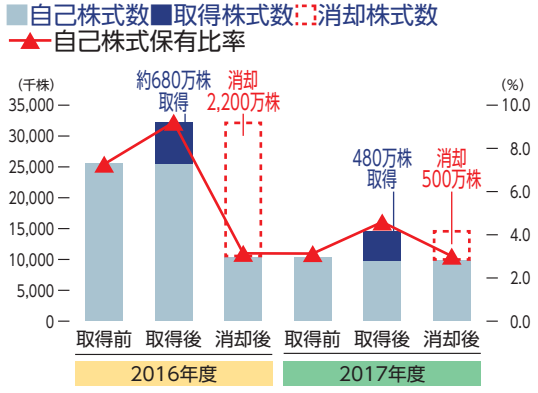
■ ROE、ROIC、CCCの堅調な推移*



株主還元施策

■ 継続的な増配並びに機動的な自己株式の取得・消却





*ROE（自己資本利益率）：親会社株主に帰属する当期純利益÷（株主資本＋その他の包括利益累計額）×100（%）
*ROIC（投下資本利益率）：税引き後営業利益÷（有利子負債＋株主資本＋非支配株主持分）×100（%）
*CCC（キャッシュ・コンバージョン・サイクル）：原材料や商品仕入等へ現金を投入してから販売を通じて最終的に現金化されるまでの日数（資金効率を見るための指標）

1.シオノギグループの現況に関する事項

当社グループは、2020年に向けた成長戦略となる中期経営計画「Shionogi Growth Strategy 2020（SGS2020）」を2014年4月にスタートさせ、2016年10月には、更なる高みを目指すために、これを更新いたしました。

更新したSGS2020においては、「創薬型製薬企業として社会とともに成長する」ことをビジョンとして掲げ、「感染症」と「疼痛（痛み）・神経」をコア疾患領域と定め、社会課題の解決に向けて取り組んでまいりました。

当期は、国内において、癌疼痛治療剤メサペイン®、注意欠如／多動性障害治療剤インチュニブ®、オピオイド誘発性便秘症治療薬スインプロイク®、抗インフルエンザウイルス薬ゾフルーザ™錠を発売いたしました。

また、米国においてもオピオイド誘発性便秘症治療薬Symproic®を発売いたしました。

今後も、私たちの基本方針にある「常に人々の健康を守るために必要な最もよい薬を提供する」ことをグローバルで具現化するために、SGS2020の達成に向けた取り組みを進めてまいります。



成長する地域・領域		成長の鍵
日米への集中 欧州・アジアの基盤整備	＋	社会課題の解決
感染症 疼痛・神経		イノベーションと 医療経済性の バランス

【トピックス】シオノギの取り組みと外部からの企業評価

当社の社内外に対する様々な取り組みが、外部からも高く評価されました。

「デスクロージャー優良企業」に選定（2017年10月12日）



公益社団法人日本証券アナリスト協会がディスクロージャー（企業情報開示）の促進と向上を目的として実施しているもので、当社の積極的な情報開示への取り組みが評価され、医薬品部門の第1位に選定されました。今回の受賞において当社は、「経営陣のIR*姿勢等」の項目で、市場との対話を重視する経営陣のIR姿勢に対し、高い評価をいただきました。また、「コーポレート・ガバナンス関連」の項目においても、中期経営計画を適宜見直して、成長性、効率性、株主還元に関する経営指標を示していることに対し、高い評価を受けました。

「IR優良企業大賞」を受賞（2017年11月14日）



2014年度の「IR優良企業特別賞」、2015及び2016年度の「IR優良企業賞」に引き続いて、今回初めて「IR優良企業大賞」を受賞しました。

「企業価値向上表彰　大賞」を受賞（2018年2月15日）



東京証券取引所が企業価値向上を実現している上場会社を表彰するもので、第6回「企業価値向上表彰」において、上場企業約3,500社の中から「大賞」に選定されました。

「健康経営銘柄」に3年連続、「健康優良法人」に2年連続で選定（2018年2月20日）





「健康経営銘柄」は、経済産業省と東京証券取引所が共同で、従業員の健康管理を経営的な視点で捉え、戦略的に取り組む上場企業を選定するもので、24社が選ばれました。

「健康経営優良法人」は、経済産業省と、日本健康会議が共同で、保険者と連携して優良な健康経営を実践している法人を認定するもので、235社が選ばれました。

*IR：インベスター・リレーションズ、企業が投資家に経営状況等の情報を発信すること

（1）事業の経過及びその成果

2017年度事業の概要

売上高	営業利益	経常利益
3,447億円	1,152億円	1,387億円

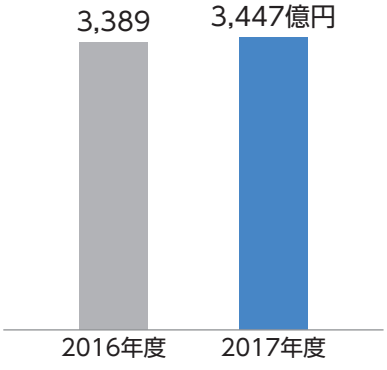
親会社株主に帰属する当期純利益	自己資本利益率（ROE）
1,089億円	19.4%

売上高は3,447億円（前期比1.7%増）となりました。主な売上として国内医療用医薬品は1,392億円（同11.9%減）となりましたが、ロイヤリティー収入1,550億円（同34.0%増）等が増収に貢献しています。

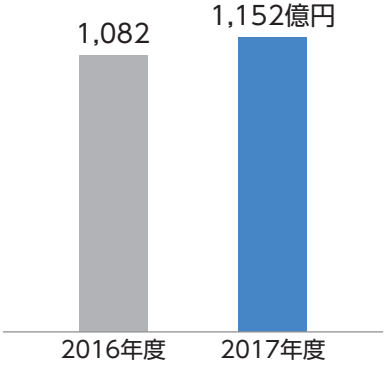
営業利益は1,152億円（同6.5%増）となり、3期連続で過去最高を更新しました。

経常利益は1,387億円（同12.7%増）となり、6期連続で過去最高を更新しました。

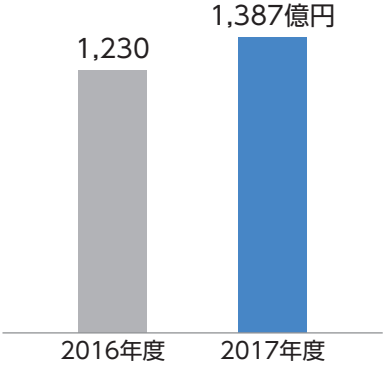
売上高
前期比 1.7%増



営業利益
前期比 6.5%増



経常利益
前期比 12.7%増



親会社株主に帰属する当期純利益は、営業利益と経常利益の増益により、1,089億円（同29.8%増）となり、1,000億円を超え2期連続で過去最高を更新しました。

その結果、当社グループが株主の皆さまからお預かりした資金から、どれだけの利益を生み出したかを示す指標の自己資本利益率（ROE）は19.4%となりました。

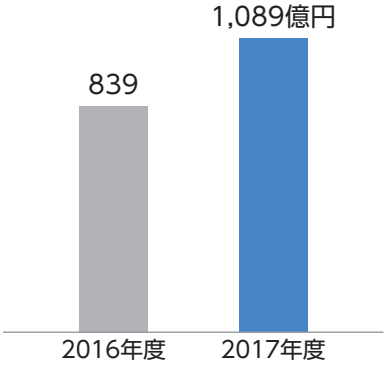
2017年度の位置付け

SGS2020（2016年10月更新）を達成するための最初の1年

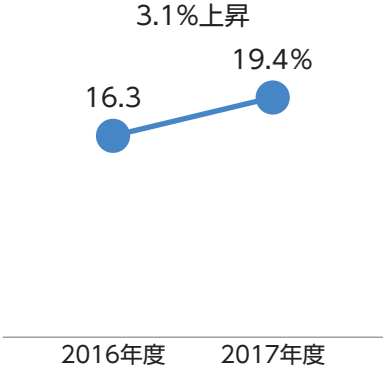
2017年度の基本戦略

- 事業環境の変化に対し、「新製品の強化・拡大」により増収増益を達成する
- 更なる成長ドライバーのグローバル開発を推進し、持続的な成長をより確かなものに

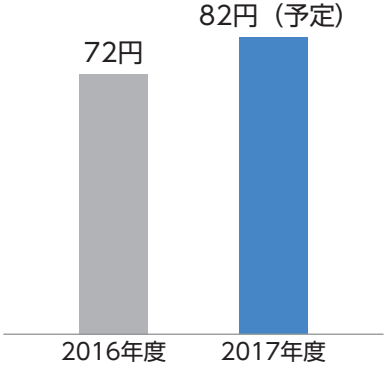
親会社株主に帰属する当期純利益
前期比 29.8%増



自己資本利益率
(ROE)



年間1株当たり配当金
前期比 10円増（予定）



①　ロイヤリティー及びヴィーブ社からの配当金収入

- テビケイ®及びトリーメク®のロイヤリティー収入が前期比302億円増
- ヴィーブ社からの配当収入が伸長
- ゾフルーザ™錠に関するロシュ社からの収入

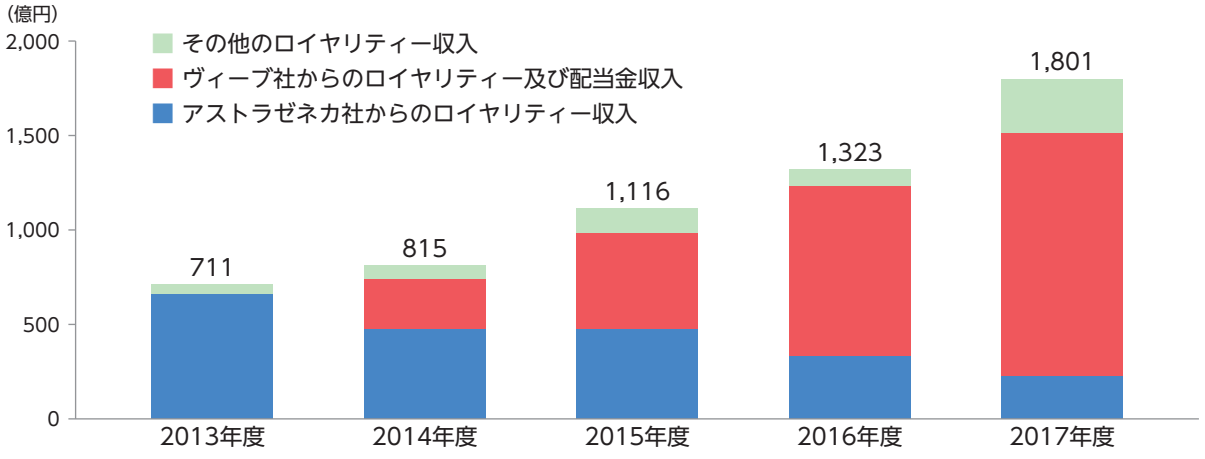
英国ヴィーブヘルスケア社（以下、ヴィーブ社）に導出した抗HIV薬テビケイ®及び配合剤トリーメク®のグローバルでの売上が順調に伸長しており、同社からのロイヤリティー収入は1,035億円（前期比41.2%増）となりました。

また当期も、前期と同様にヴィーブ社の好調なグローバルでのHIVビジネスに基づいて、当社が受領する配当金収入が伸長しました。

さらに、当期は抗インフルエンザウイルス薬ゾフルーザ™錠の開発進捗に伴いスイスロシュ社からの支払いも受領いたしました。

英国アストラゼネカ社からのクレストール®のロイヤリティー収入は、226億円（同31.6%減）となりましたが、前述の要因により、ロイヤリティー及び配当金収入全体として1,801億円（同36.2%増）となりました。

■ ロイヤリティー及びヴィーブ社からの配当金収入



② 国内／海外 販売

■ インチュニブ®、スインプロイク®、オキシコンチン®TR錠*、ゾフルーザTM錠の新発売

■ 経営資源の集中による新製品の拡大

■ 米国におけるSymproic®の新発売

国内医療用医薬品の売上高は、クレストール®とイルベタン®の後発品発売（それぞれ2017年9月、2017年12月発売）の影響を受け、1,392億円（前期比11.9%減）となりましたが、当期よりサインバルタ®、インチュニブ®、スインプロイク®、ゾフルーザTM錠を新たな戦略品として定義し、戦略品と新製品**に経営資源を集中させたことにより、戦略品売上は284億円（同49.5%増）、新製品の売上は486億円（同24.2%増）となりました。

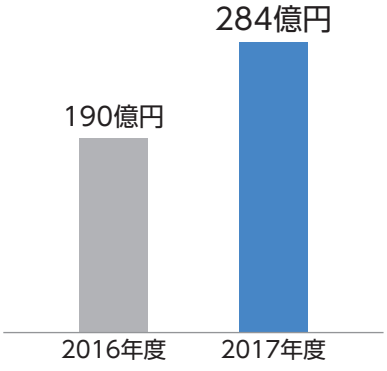
また、抗インフルエンザウイルス薬ゾフルーザTM錠につきましても全社を挙げて取り組んだ結果、2017年度に販売を開始し、画期的な新薬をいち早く患者さまにお届けすることができました。

海外事業におきましては、シオノギが初めて日・米・欧同時開発を行ったSymproic®を米国にて上市いたしました。米国におけるパデュー社との連携を最大限活用し、より少ない自社の経営資源で、効率的に販売体制を構築してまいりました。

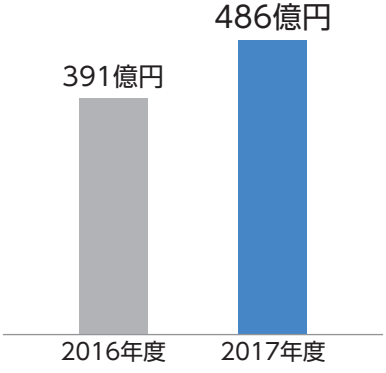
さらに、すでに国内上市済みの慢性肝疾患患者における血小板減少症治療薬Mulpleta®の米国、欧州での承認申請を完了いたしました。米国においては、優先審査指定を受けることができました。

また、中国におけるグループ会社C&Oから、新規抗結核治療薬候補S-004992が見出されました。

戦略品売上高
前期比 49.5%増



新製品売上高
前期比 24.2%増



ゾフルーザTM錠売上高
（2018年3月14日～3月31日）

24億円

*オキシコンチン®TR錠：乱用防止を目的としたTR（Time Release、徐放）製剤

**新製品：戦略品、オキシコンチン®類、アシテア®、ピレスパ®、ラピアクタ®、ムルプレタ®、ブライトポック®、グラッシュビスタ®

③　研究開発

■ 創薬及びCMC研究*の成果

当期も引き続き、感染症、疼痛・神経の2大コア疾患領域を中心として継続的な開発候補品及び開発品の創出を目指し、取り組んでまいりました。その結果、感染症領域におきましては、新規メカニズムを有する抗HIV薬開発候補品、新規抗結核治療薬候補S-004992を創出することができました。また、疼痛・神経領域におきましては、中枢性神経障害性疼痛薬候補S-637880を創出いたしました。

また、低分子だけでなく中分子領域においても、ペプチド創薬プログラムを複数開始し、核酸創薬からは、ワクチン用アジュバント**開発候補品も創出いたしました。

特発性肺線維症治療薬候補S-770108（ピレスパ®吸入製剤）につきましても、独自の吸入製剤技術を活用することにより臨床試験入りを果たすことができました。

また、低分子化合物の製造技術について、光を利用した酸化還元反応を合成経路の中に組み込んだ例において、原料コストを約半分に削減することに成功いたしました。また、中分子化合物の製造技術について、がんペプチドワクチン（S-288301）の製造過程での反応に関し、マイクロウェーブを利用することで反応時間を約1／40に短縮することに成功いたしました。

開発候補品の創出

・新規メカニズムを有する抗HIV薬
・ワクチン用核酸アジュバント

開発品の創出

・S-004992（結核）
・S-637880（神経障害性疼痛）
・S-770108（特発性肺線維症）***
・S-005151（脳梗塞治療ペプチド）

ペプチドリーム社の技術を活用し、次の成長ドライバーとなる複数の創薬プログラムを開始

感染症予防ワクチンに強みを持つUMNファーマ社と業務提携

薬剤送達技術とペプチド修飾技術を有するPharmaIN社と共同研究を開始

抗真菌薬開発候補品創出を目指した日産化学との協業の拡大

*CMC研究：原薬プロセス研究、製剤開発研究、品質評価研究を統合した研究
**アジュバント：非特異的免疫賦活作用で薬物の効果を増強させる物質
***S-770108（特発性肺線維症）：ピレスパ®吸入製剤

■開発の成果

当期は、新規の抗インフルエンザウイルス薬ゾフルーザ™錠に優先的に経営資源を投下することで、日本において2017年10月25日に「先駆け審査指定制度*」の下で承認申請し、2018年2月23日に承認を取得いたしました。さらに2018年3月14日に発売開始と、画期的新薬をいち早く患者さまへお届けすることに貢献することができました。

また、多剤耐性グラム陰性菌感染症治療薬候補セフィデロコルにつきましては、近年、地球規模での多剤耐性菌（AMR）問題が深刻化する中、セフィデロコルの価値を最大化するためにカルバペネム耐性グラム陰性菌感染症に対する試験を行ってまいりました。

また、乱用防止を目的としたオキシコンチン®TR錠**について2017年8月に承認を取得し、2017年12月に販売を開始いたしました。日本において既に発売されている血小板減少症治療薬Mulpleta®につきましては、米国、欧州において承認申請いたしました。

ゾフルーザ™につきましては、その価値最大化のための顆粒剤の第Ⅲ相臨床試験を開始しました。サインバルタ®につきましても、小児におけるうつ病、うつ状態を適応にした第Ⅲ相臨床試験を開始いたしました。

ゾフルーザ™ 抗インフルエンザウイルス薬	錠剤：成人・小児　承認申請～承認（2018年2月）～発売（2018年3月） 顆粒剤：第Ⅲ相臨床試験　開始
セフィデロコル 多剤耐性グラム陰性菌感染症	カルバペネム耐性グラム陰性菌感染症に対するグローバル試験の実施
オキシコンチン®TR錠 持続性癌疼痛治療剤	承認（2017年8月）～発売（2017年12月）
Mulpleta® 慢性肝疾患による血小板減少症	承認申請：米国（2017年12月）、欧州（2018年1月）
サインバルタ® うつ病、うつ状態	小児における第Ⅲ相臨床試験　開始

*先駆け審査指定制度：「日本再興戦略」に基づき、世界に先駆けて開発され、早期の治験段階で著明な有効性が見込まれる医薬品等を指定し、各種支援による早期の実用化を目指す制度

**オキシコンチン®TR錠：乱用防止を目的としたTR（Time Release、徐放）製剤

開発パイプラインの状況（2018年3月現在）

非臨床	Phase I	Phase II	Phase III	申請
インフルエンザウイルス感染症	海外開発品	セフィデロコル 多剤耐性グラム陰性菌感染症	ゾフルーザ™ インフルエンザウイルス感染症	Rizmoic®（欧州） オピオイド誘発性便秘症
HIVウイルス感染症	S-004992 結核	S-120083 炎症性疼痛	セフィデロコル 多剤耐性グラム陰性菌感染症	Mulpleta®（米国） 慢性肝疾患による血小板減少症
抗菌	S-117957 不眠症	S-707106 2型糖尿病		Mulpleta®（欧州） 慢性肝疾患による血小板減少症
抗菌	S-237648 肥満症	S-488210 頭頸部がん		
真菌感染症		epertinib 悪性腫瘍		
真菌感染症		S-588410 膀胱がん		
ペプチド医薬品	国内開発品	セフィデロコル 多剤耐性グラム陰性菌感染症	セフィデロコル 多剤耐性グラム陰性菌感染症	オキシコドン 慢性疼痛における鎮痛
予防ワクチン	S-637880 神経障害性疼痛	S-237648 肥満症	インチュニブ® 成人ADHD	リスデキサンフェタミン 小児ADHD
ADHD	S-600918 神経障害性疼痛・難治性慢性咳嗽	S-525606 スギ抗原によるアレルギー性鼻炎	サインバルタ® うつ病・うつ状態（小児）	
オピオイド	S-010887 神経障害性疼痛	S-588410 膀胱がん	S-588410 食道がん	
ペプチド医薬品	S-770108 特発性肺線維症		ゾフルーザ™ インフルエンザウイルス感染症（顆粒剤）	
アルツハイマー病	S-005151 脳梗塞			
糖尿病				
肥満症				
肥厚性瘢痕				
がん転移				
アジュバント				
ペプチド医薬品				
アウトライセンス	GSK3342830 多剤耐性グラム陰性菌感染症		DTG＋3TC HIV感染症	Osphena® 閉経後膣萎縮症に伴う膣乾燥感
			CAB 持続性注射製剤 HIV感染予防	
			CAB＋RPV 持続性注射製剤 HIV感染症	
			Janssen/シオノギβセクレターゼ阻害薬 アルツハイマー病	

感染症
疼痛・神経
その他

Rizmoic®：スインプロイク®の欧州における製品名、DTG：ドルテグラビル、RPV：リルピビリン、3TC：ラミブジン
S-004992とS-005151はPhase I 準備中

［ご参考］新薬が生まれるまで



第Ⅰ相臨床試験：初めて新薬の候補がヒトに投与される試験です。健康成人（抗がん剤など一部の薬では患者）に対して薬物動態（どのくらいの速さで体内に吸収され、どのくらいの時間でどのように体外に排泄されるか）や安全性を確認します。
第Ⅱ相臨床試験：新薬の候補を比較的少人数の患者に投与して有効性と安全性を確認するとともに、有効な投与方法を見極める試験です。
第Ⅲ相臨床試験：新薬の候補をより多数の患者に投与し、有効性と安全性を検証する試験です。多くの場合、プラセボ（有効成分を含有しない偽薬）や既存薬と比べてどのような利点があるのかを検討します。

(2) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
シ　オ　ノ　ギ　Ｉ　Ｎ　Ｃ　.	米ドル 12.00	% 100.0	医薬品の開発及び製造販売
シ　オ　ノ　ギ　Ｌ　ｔ　ｄ　.	千英国ポンド 700	% 100.0	医薬品の開発及び製造販売
台湾塩野義製薬股份有限公司	百万台湾元 92	% 100.0	医薬品の製造販売
Ｃ＆Ｏファーマシューティカルテクノロジーホールディングス Ｌｔｄ.	千香港ドル 165,840	% 71.0	医薬品の開発及び製造販売

(3) 設備投資等の状況

当期における当社グループの設備投資につきましては、摂津工場及び金ケ崎工場の生産設備を中心とした投資を行い、その総額は57億円となっております。

(4) 資金調達の状況

当期におきまして、特記すべき資金調達の事項はございません。

(5) 配当方針

当社は、成長過程に応じて安定的に配当金額を向上させることを基本とし、その指標としてDOE（株主資本配当率）*を採用しております。2016年10月に更新した中期経営計画であるSGS2020において、DOE 4.0%以上を掲げており、株主の皆さまに対する利益還元を行っております。

*DOE（株主資本配当率）：配当金総額÷期首期末平均株主資本（連結ベース）×100（%）（株主資本のうち、当期の配当金に回した割合）

【ご参考】国内グループ会社について

2017年4月より下図の赤枠で示しております、新たなグループ会社を設立し、その運営を進めてまいりました。これらグループ会社の上層部との緊密な対話を通して、当社グループ全体の生産性向上と専門性の蓄積に向けた基盤整備を推進してまいりました。

そして、技術開発力の強化と、それによる一層の品質・生産性の向上を目指し、2018年4月23日には、生産における新たなグループ会社の設立を発表いたしました。今後、当社グループ全体として更なる生産性の向上、専門性の蓄積に向け、取り組んでまいります。

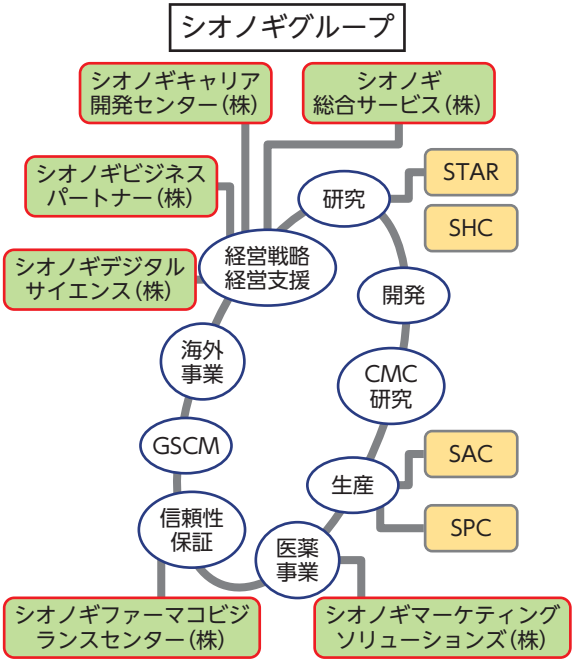
・ビジネスオペレーションの強化
・社会からの要請への対応
（雇用延長、同一労働同一賃金等）

各グループ会社の
上層部との緊密な対話

生産性向上、専門性の蓄積に関する基盤構築

さらなる進化に向けて

2018年4月23日 発表
生産における新たなグループ会社設立



赤枠は2017年4月設立のグループ会社

STAR：シオノギテクノアドバンスリサーチ（株）　SPC：シオノギファーマケミカル（株）　SHC：シオノギヘルスケア（株）
SAC：シオノギ分析センター（株）　GSCM：グローバルサプライチェーンマネジメント

【社会貢献活動①】地方自治体と連携し、子どもの未来支援を推進

大阪府

2017年1月～



左から
大阪府 松井知事、塩野義製薬 代表取締役社長 手代木

滋賀県

2018年2月～



左から
塩野義製薬取締役 澤田、滋賀県健康医療福祉部 藤本部長

香川県

2018年3月～
さぬき市・東かがわ市
大川地区医師会



左から
大川地区医師会 宮崎会長、塩野義製薬 代表取締役社長 手代木、さぬき市 大山市長、東かがわ市 藤井市長

広島県

2018年3月～



左から
広島県 湯崎知事、塩野義製薬 代表取締役社長 手代木

当社は「創薬型製薬企業として社会とともに成長し続ける」ことをビジョンに掲げ、注意欠如・多動症（ADHD）等の患者さまが多様な生き方を実現できるような社会創りへの貢献を目指しております。

そのための組織として、2016年7月に「こどもの未来支援準備室（現「こどもの未来支援室」）」を設立いたしました。

2018年1月には、大阪府内の子どもたちの未来支援につながる取り組みを推進するための大阪府との事業連携協定を延長するとともに、更なる取り組みの推進のために、滋賀県、香川県、広島県においても新たな事業連携を締結いたしました。

【社会貢献活動②】ケニアの母子保健支援　産科棟の開所



（写真提供　国際NGOワールド・ビジョン）

診療所での医療サービスの拡大



予防接種



栄養不良児診察

（写真提供　国際NGOワールド・ビジョン）

2015年10月にスタートした「Mother to Mother SHIONOGI Project」は、国際NGO法人ワールド・ビジョン協力のもと、当社の総合ビタミン剤ポポン®Sシリーズの売上の一部と従業員からの寄付を、ケニアの小児保健・妊産婦保健に役立てようとする取り組みです。

活動開始から3年目となる2018年1月には、新たに産科棟が完成し、当該診療所での出産件数が、2015年の6件から2017年には23件へと、3.8倍に増加いたしました。

今後も、現地での産前検診受診率の向上や、より安全な出産環境が整備されたことによる新生児生存率の改善等への貢献が期待されます。



【社会貢献活動③】コミュニケーション・バリアフリー・プロジェクト

コミュニケーション・バリアフリー・プロジェクトは、当社グループの聴覚障がいを持つ従業員有志の集まりからスタートしました。

障がいのある患者さん、とりわけ聴覚と視覚に障がいのある方が薬を処方された時、その薬についての情報が正しく伝わらずに誤った方法で服用してしまうことがあります。

当社は、患者さまの健康を第一に、服薬時におけるコミュニケーションバリアフリーの実現を目指します。



淀川キリスト教病院でのセミナーで講演する当社従業員

CBF コミュニケーションバリアフリー 気づきをカタチに、マイナスをプラスに

プロジェクトの頭文字であるCBF（Communication Barrier Free）をデザインしたロゴマークです。プロジェクトのテーマである「気づきをカタチに、マイナスをプラスに」を表し、CとBの間にマイナスとプラスが隠れています。

【当期の主な活動実績】
- 4月：シオノギヘルスケア製品CM字幕放送の開始
- 6月：淀川キリスト教病院での講演
- 8月：NPO法人ODNJ年次大会2017にて講演
- 9月～11月：大阪府下の聴覚支援学校３校にて、「働き方講座」実施
- 3月：学校法人兵庫医科大学　認定看護師教育への参画

シオノギ　CBF　検索

(6) 対処すべき課題

① 中長期的に対処すべき課題と取り組み

■医薬品産業を取り巻く環境変化

近年、医薬品業界を取り巻く環境は、ますます激しく変化してきており、当社が重要であると認識している環境変化として、大きく以下の４点があげられます。

医療費や薬剤費抑制の機運の高まり

各国における医療保険財政の悪化に伴う費用対効果の追求と、医薬品に対する価格プレッシャー

健康寿命延伸へのニーズの高まり

医療ニーズの拡大と細分化、高い有効性、安全性、経済性を兼ね備えた新薬への期待、セルフメディケーションの重要性の高まり

イノベーション創出への高いハードル

研究開発パイプラインの拡充、オープンイノベーションの推進、異業種連携によるイノベーションの創出、イノベーションと医療経済性の両立

ヘルスケアビジネスの多様化

ヘルスケアデータの増大やそれらデータの活用体制整備への対応、異業種参入によるヘルスケアビジネスのボーダーレス化

■持続可能な世界の実現に向けて

近年、持続可能な世界を実現するために、グローバルにおける社会課題に対する取り組みの必要性が年々高まってきております。

これに伴い、2030年までの国際目標として、SDGs（持続可能な開発目標）*が国連サミットにおいて掲げられました。この中で、企業も社会の一員として、この目標に対して貢献することが求められております。

日本におけるSDGsの実施指針における優先課題としては、「健康・長寿の達成」と「あらゆる人々の活躍推進」が掲げられており、安倍政権下においてその課題解決に向けた取り組みが強力に推進されております。ヘルスケア産業の一端を担う製薬企業といたしまして、当社グループもこれら課題解決に向けて進んでまいります。



*SDGs（持続的な開発目標）：Sustainable Development Goals、17個の目標と169個の細目から構成されている

■ シオノギが取り組む社会課題

当社は、「感染症」と「疼痛・神経」をコア疾患領域に掲げております。

感染症領域においては、「世界を感染症の脅威から守る」ことを目指し、疼痛・神経領域においては、「個人が生き生きとした社会創り」を目指すことを通じ、社会課題の解決に貢献してまいります。

感染症

世界を感染症の脅威から守る

多剤耐性菌の地球レベルでの広がりが現在、大きな社会課題となっております。「世界を感染症の脅威から守る」ために、いまだ治療法が確立していない新興・再興感染症に対する新薬を生み出し、また薬剤の適正使用を推進することにより、新たな耐性菌・ウイルスの発生を防ぎつつ、患者さまを治療することが求められています。

これらの社会ニーズに応えるため、当社グループは、多剤耐性グラム陰性菌感染症治療薬候補セフィデロコルの開発推進、テビケイ®、トリーメク®をはじめとするHIVフランチャイズの拡充を進めるとともに、当期におきましては新規抗インフルエンザウイルス薬ゾフルーザ™錠を発売いたしました。

今後もより一層、感染症領域における貢献を高めてまいります。

疼痛・神経

個人が生き生きとした社会創り

「個人が生き生きとした社会創り」への貢献としては、悩み・苦しみ・痛みにより社会から遠ざかっている方々が元気に復帰するための手助け、「生きにくさ」から解放し、個人の本来の能力を発揮して活躍するための手助け、さらには人生の最後のステージを凛として過ごすための手助けを通じて貢献することを目指します。

サインバルタ®のうつ、痛み領域での適応拡大、乱用防止を目的としたオキシコンチン® TR錠、スインプロイク®による医療用オピオイドをより安心して使えるための取り組みを推進しております。また、インチュニブ®をはじめとする注意欠如・多動症（ADHD）治療薬や「こどもの未来支援室」を通した様々な活動、米国ヤンセン社とのアルツハイマー病治療薬に関する取り組みなど、個人が生き生きとした社会創りに貢献してまいります。

■新規抗インフルエンザウイルス薬「ゾフルーザ™錠」

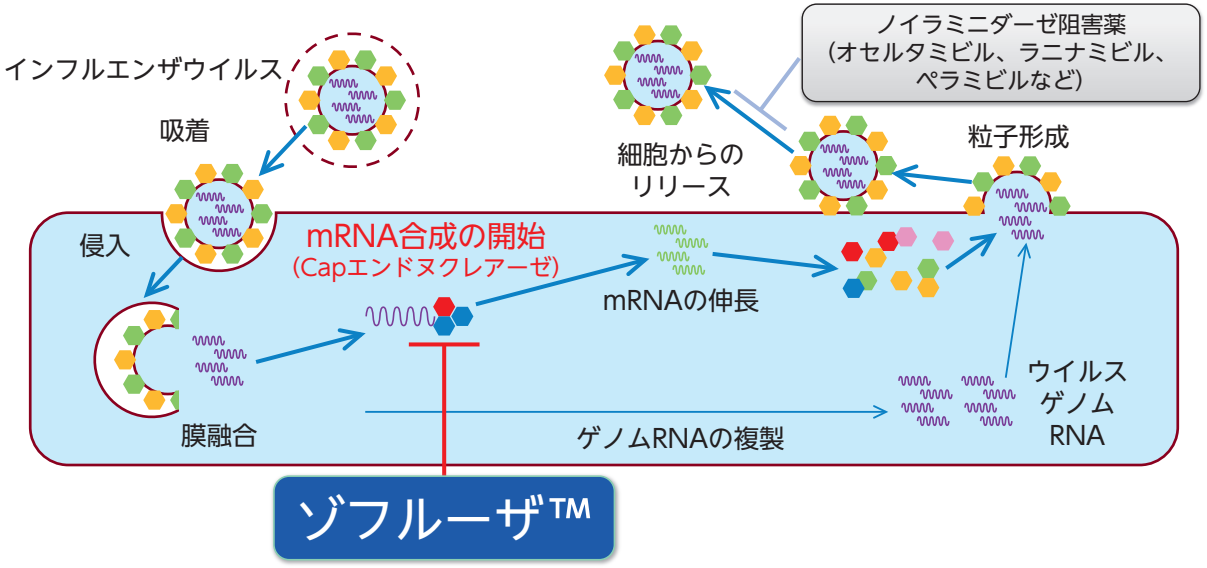
当社は2018年3月14日に、新規抗インフルエンザウイルス薬ゾフルーザ™錠を発売いたしました。

ゾフルーザ™錠は、当社が創製したキャップ依存性エンドヌクレアーゼ阻害薬で、既存の薬剤とは異なる新しい作用機序でインフルエンザウイルスの増殖を抑制します。

2015年10月に厚生労働省より「先駆け審査指定制度*」の対象品目に指定されておりました。

当社は、2017年10月25日に日本で承認申請を行い、4か月後の2018年2月23日に承認を取得いたしました。さらに、2018年3月14日には薬価収載され、承認申請から半年以内での発売となりました。

日本と台湾を除くグローバルでの開発、販売につきましてはロシュ社が主導的役割を果たしていく予定です。ロシュ社との提携により、世界中の患者さまにいち早くゾフルーザ™錠をお届けできることが期待されます。



*先駆け審査指定制度：「日本再興戦略」に基づき、世界に先駆けて開発され、早期の治験段階で著明な有効性が見込まれる医薬品等を指定し、各種支援による早期の実用化を目指す制度

■多剤耐性菌（AMR）問題について

抗菌薬は、これまで医療現場において多大な貢献をしてきました。もし抗菌薬がなかったなら、多くの感染症は致死的となり、現在、普通に実施されている手術や化学療法は非常にリスクの高いものとなっていたでしょう。このような貢献の一方で、抗菌薬の不適切使用により、抗菌薬に耐性を有する多剤耐性菌（AMR）の問題がグローバルで表面化してきています。

今やG7やG20においても、AMR問題は世界経済にも大きな影響を与えかねない重大な課題であり、グローバルな対応が必要であると認識されています。

世界保健機関（WHO）もAMR問題に警笛を鳴らしており、特にカルバペネム耐性アシネトバクター、カルバペネム耐性緑膿菌、カルバペネム耐性腸内細菌に対して最大級の注意喚起を行っています。

当社が現在第Ⅲ相臨床試験を進めております多剤耐性グラム陰性菌感染症治療薬セフィデロコルは、これらカルバペネム耐性を有する細菌群3種類に対し抗菌作用を有することから、グローバルにおけるAMR問題に貢献できる薬剤として期待されています。

また当社はAMR問題に関する国際的な取り組みにも数多く参画しており、オランダに本拠地を置くAccess to Medicine Foundationから当社の感染症に対する取り組みが高く評価されました。全世界で30社が調査対象になりましたが、当社は日本企業として唯一の対象企業となり、抗菌薬研究開発への投資割合の大きさや、薬剤耐性の現状を積極的に監視し、国内外で複数のサーベイランスプログラムを進めていることに対して、特に高い評価を受けました。

■積み残した課題と強化すべきポイント

現在、当社グループは、国内事業、海外事業、生産性のそれぞれにおいて、以下のような課題を認識しております。

国内事業　国内基盤の強化・再構築と強みの形成

サインバルタ®、インチュニブ®、スインプロイク®、ゾフルーザ™等を中心とした新製品拡大のための更なる経営資源の集中を通じた国内基盤の強化と強みの形成

海外事業　グローバルにおけるプレゼンスの強化

最大市場の米国や成長市場の中国を含め、海外販売の拡大及び利益貢献、多剤耐性菌（AMR）問題、感染症薬適正使用への貢献を通じたグローバルにおけるプレゼンスの強化

生産性　生産性のさらなる向上を目指す

従業員一人当たりの生産性の継続的な向上を通じた投下資本に対するアウトプットの最大化と、ロイヤリティーを除く売上高営業利益率の継続的な改善

当期の成果とこれらの環境変化、課題への対応を踏まえ、中長期に「創薬型製薬企業として社会とともに成長し続ける」ことの具現化に継続して取り組んでまいります。

■次世代を担う研究開発パイプラインの拡充について

当社は、次世代の成長ドライバーとなる研究開発の初期パイプラインの構築・拡充を継続的に行ってまいりました。

2018年度は、特に以下に示します7品目について優先的に経営資源を投下し、研究開発を進めてまいります。

開発候補品2品目（①新規メカニズム抗HIV薬開発候補品、⑥ワクチン用アジュバント*開発候補品）につきましては、2019年度の臨床試験入りを目標に、進めてまいります。

また、ペプチドリーム社PDPS技術**を活用したペプチド創薬からは、2020年度に開発候補品の選定、2021年度の臨床試験入りを目標としております。

社会に応える創薬イノベーションをいち早く患者さま、医療現場にお届けするために2018年度は、これら7品目を着実に育成していく年度と位置付けております。

2018年度の研究開発で集中する7品目

感染症	① 新規メカニズム抗HIV薬開発候補
	② S-004992 結核
疼痛 神経	③ S-600918 神経障害性疼痛、難治性慢性咳嗽***
	④ S-637880 神経障害性疼痛
その他	⑤ S-770108 特発性肺線維症、ピレスパ®吸入製剤
	⑥ ワクチン用アジュバント開発候補

ペプチドリーム

PeptiDream

⑦ ペプチドリーム社との共同研究を通じた複数の研究プログラム

*アジュバント：非特異的免疫賦活作用で薬物の効果を増強させる物質

**PDPS技術：ペプチドリーム社独自の創薬開発プラットフォームシステム

***難治性慢性咳嗽：咳喘息や胃食道逆流症などが原因で、８週間以上継続する咳症状

■ 新製品の継続的な上市

国内では、注意欠如・多動症（ADHD）領域で2つ目の治療薬となるリスデキサンフェタミンの上市が2018年度に予定されています。既に当期に上市したインチュニブ®とともに、ADHD領域で異なるメカニズムの薬剤を2剤有することで、よりこの領域での治療に貢献することが期待されます。また、2018年3月14日に販売を開始したゾフルーザ™錠につきましても、本格的なシーズン入りに対応すべく、情報提供活動を推進してまいります。

海外事業につきましては、米国及び欧州で承認申請しておりますMulpleta®が売上貢献していくことが期待されます。慢性肝疾患患者における血小板減少症治療の領域に、新たな治療選択肢を提供することで、「常に人々の健康を守る必要な最もよい薬を提供する」ことをグローバルに具現化してまいります。

今後も、継続的に新製品を上市するとともに、前ページにお示ししました次世代研究開発パイプラインの育成にも取り組むことで、継続的に新薬をお届けできるよう進めてまいります。

新発売及び適応追加の計画

2017年度（実績）	2018年度（目標）	2019年度（目標）
国内事業		
スインプロイク® インチュニブ® オキシコンチン®TR錠 アシテア®ダニ舌下錠 ゾフルーザ™錠（成人、小児）	リスデキサンフェタミン	インチュニブ®（成人） ゾフルーザ™（顆粒剤）
海外事業		
Symproic®（米国）	Mulpleta®（米国） Rizmoic®（欧州）	セフィデロコル（米国） Mulpleta®（欧州）
グローバル導出品		
Juluca®（DTG/RPV）（米国）	Juluca®（DTG/RPV）（欧州） Osphena®（米国） 閉経後膣萎縮症に伴う膣乾燥感	DTG＋3TC

Rizmoic®：スインプロイク®の欧州における製品名
DTG：ドルテグラビル、RPV：リルピビリン、3TC：ラミブジン

② 2018年度の対処すべき課題

本年4月におきまして、2年に一度の薬価改定が実施され薬剤費ベースで業界平均で約7.5%の引下げ（当社グループは6%台）となりました。また、新薬創出・適用外薬解消等促進加算制度におきましては、新薬加算対象が真に革新性・有用性のある医薬品に限定されるようになり、製薬会社に対して更なるイノベーションの創出が求められるとともに、医療経済性とイノベーションとのバランスが厳しく求められると認識しております。

国内においては、ゾフルーザ™錠の早期浸透によりインフルエンザ患者さまの治療に新たな選択肢を提供してまいります。

サインバルタ®、インチュニブ®、スインプロイク®、ゾフルーザ™錠など戦略品*や新製品**に経営資源をさらに集中し、国内における収益基盤の強化を進めてまいります。

また海外事業においては、Symproic®、Osphena®の製品価値最大化にあたり、より少ない自社の経営資源を最大活用することで、効率的な経営をさらに推進してまいります。

また、米国で優先審査指定を受けた慢性肝疾患患者における血小板減少症治療薬Mulpleta®を上市することにより、米国における病院市場に特化した生産性の高い事業運営を進めてまいります。

日本国内、海外ともに継続的なビジネスオペレーションの進化を通じ、生産性の向上とロイヤリティーを除く売上高営業利益率の向上を目指し、2018年度も株主の皆さまに当社の成長をともに実感していただけるよう取り組んでまいります。

*戦略品：サインバルタ®、インチュニブ®、ゾフルーザ™錠、ラピアクタ®、ブライトポック®、オキシコンチン®類、スインプロイク®

**新製品：戦略品、アシテア®、ムルプレタ、ピレスパ®

2．会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　　1,000,000,000株

② 発行済株式の総数　　324,136,165株（自己株式9,780,027株を含む。）

（注）2018年３月12日付けで実施した自己株式の消却により、前期末と比べて、5,000,000株減少しております。

③ 株主数　　42,245名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	32,435千株	10.31%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	20,290千株	6.45%
住友生命保険相互会社	18,604千株	5.91%
JP MORGAN CHASE BANK 385147	13,215千株	4.20%
株式会社SMBC信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	9,485千株	3.01%
日本生命保険相互会社	8,409千株	2.67%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,757千株	1.83%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	5,549千株	1.76%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	5,467千株	1.73%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口７）	5,016千株	1.59%

（注）1. 当社は自己株式9,780,027株を保有しておりますが、上記大株主（上位10名）の中には含めておりません。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式9,780,027株を控除した314,356,138株に対する割合として算出しております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役会長	塩野元三	公益財団法人細胞科学研究財団理事長
代表取締役社長	手代木功	
取締役	澤田拓子	上席執行役員 兼 経営戦略本部長
取締役	野村明雄	株式会社ロイヤルホテル社外取締役
取締役	茂木鉄平	弁護士法人大江橋法律事務所社員 大江橋法律事務所パートナー 株式会社ニイタカ社外取締役（監査等委員） 倉敷紡績株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役	安藤圭一	銀泉株式会社代表取締役社長 株式会社椿本チエイン社外取締役
常勤監査役	岡本旦	
常勤監査役	加藤育雄	
監査役	横山進一	住友化学株式会社社外監査役 レンゴー株式会社社外監査役
監査役	福田健次	堂島法律事務所パートナー
監査役	平澤正英	株式会社ロイヤルホテル代表取締役会長 マツダ株式会社社外監査役 朝日放送株式会社社外監査役

（注）1. 取締役 野村明雄、取締役 茂木鉄平及び取締役 安藤圭一は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 横山進一、監査役 福田健次及び監査役 平澤正英は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 野村明雄、取締役 茂木鉄平及び取締役 安藤圭一は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、届け出た独立役員であります。
4. 監査役 横山進一、監査役 福田健次及び監査役 平澤正英は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、届け出た独立役員であります。
5. 責任限定契約の内容の概要
当社は、各社外取締役及び各監査役との間に、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当するときは、当該賠償責任を法令に定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。
6. 当事業年度中に退任した役員
監査役　月原紘一（2017年６月22日退任）

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬、各事業年度の業績等に応じて決定される賞与及び2011年度から導入したストックオプション（株式報酬型）で構成されております。なお、社外取締役は基本報酬のみとしております。

基本報酬については経営環境や世間動向を勘案した上で各取締役の職位や役割に応じて決定し、賞与は短期的なインセンティブとして各事業年度の目標利益の達成等の業績に応じた算定テーブルに基づいて決定されます。また、ストックオプションについては取締役の中長期的な株主価値向上に向けての取り組みを目的として導入し、基本報酬月額を算定の基礎として新株予約権の割り当てを行います。

監査役報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内において、毎月定額で支給する基本報酬に一本化しております。

なお、当社は取締役会の諮問機関として社外取締役を中心とした報酬諮問委員会を設置しており、これらの役員報酬については、同委員会において十分な審議を行っております。

≪今後の方針≫

昨今、税制改正を踏まえ、他企業において信託型株式報酬や譲渡制限付株式等の異なった仕組みの株式報酬制度が導入されつつあり、当社においても、現行のストックオプションも含めた株式報酬のあり方を検討してまいりました。

当社は、取締役に対し、報酬と中長期的な業績との連動性を一層高め、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、当社に適合した株式報酬制度へ変更してまいります。2013年度には約75％を占めていた基本報酬を、昨年度は約55％まで比率を低下させてまいりましたが、株式報酬制度を変更することで、今後は、さらに基本報酬の割合を50％以下にすることを目指してまいります。

区　　分	人員数	報酬等の額				摘　　要
		基本報酬	賞与	ストックオプション	合計	
	名	百万円	百万円	百万円	百万円	
取締役 （うち社外取締役）	6 (3)	236 (43)	96 (-)	47 (-)	379 (43)	株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役は年額450百万円以内（2007年６月28日定時株主総会決議）、監査役は年額120百万円以内（2011年６月24日定時株主総会決議）です。
監査役 （うち社外監査役）	6 (4)	102 (43)	- (-)	- (-)	102 (43)	
計	12	338	96	47	481	

（注）1. 2017年６月22日開催の第152回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役１名に対する報酬等の額及び人員数が含まれております。

2. 上記の「賞与」の額は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額であります。

3. 上記の「ストックオプション」の額は、当事業年度に費用計上した額であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 当社における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	野村明雄 取締役会出席状況 12／12 回（100%）	取締役会においては、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について、経営の客観性や中立性を重視して幅広い見地から発言を行っております。
取締役	茂木鉄平 取締役会出席状況 12／12 回（100%）	取締役会においては、当社の果たすべき企業責任を認識し、取締役の職務の執行状況について、社会規範、法令等の遵守を優先して幅広い見地から発言を行っております。
取締役	安藤圭一 取締役会出席状況 12／12 回（100%）	取締役会においては、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について、経営の客観性や中立性を重視して幅広い見地から発言を行っております。
監査役	横山進一 取締役会出席状況 11／12 回（91.6%） 監査役会出席状況 8／8 回（100%）	取締役会においては、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について幅広い見地から発言を行っております。 また、監査役会においては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。
監査役	福田健次 取締役会出席状況 12／12 回（100%） 監査役会出席状況 8／8 回（100%）	取締役会においては、法令等の専門的な識見に基づき取締役の職務の執行状況について幅広い見地から発言を行っております。 また、監査役会においては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。
監査役	平澤正英 取締役会出席状況 9／10 回（90.0%） 監査役会出席状況 6／6 回（100%）	取締役会においては、豊富な経験や実績に基づき取締役の職務の執行状況について幅広い見地から発言を行っております。 また、監査役会においては、随時監査に関する重要事項について協議し、提言を行っております。

（注）監査役平澤正英の取締役会出席状況及び監査役会出席状況につきましては、2017年6月22日就任以降のものであります。

② 重要な兼職先と当社との関係

取締役 野村明雄が社外取締役を務める株式会社ロイヤルホテルと当社との間に、記載すべき関係はありません。

取締役 茂木鉄平が社員である弁護士法人大江橋法律事務所及びパートナーを務める大江橋法律事務所と当社との間で顧問契約は締結しておりませんが、国際企業法務等に関わる個別事案の一部について、弁護士法人大江橋法律事務所からアドバイスを受けることがあります。

また、同氏が社外取締役（監査等委員）を務める株式会社ニイタカ及び倉敷紡績株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

取締役 安藤圭一が代表取締役社長を務める銀泉株式会社と当社との間で、損害保険代理店事業に関連して当社より保険料の支払いがございますが、取引金額は同社の売上高の１％未満であり、僅少であります。

また、同氏が社外取締役を務める株式会社椿本チエインと当社との間に、記載すべき関係はありません。

監査役 横山進一が社外監査役を務める住友化学株式会社及びレンゴー株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

監査役 福田健次がパートナーを務める堂島法律事務所と当社との間に、記載すべき関係はありません。

監査役 平澤正英が代表取締役会長を務める株式会社ロイヤルホテル、また、社外監査役を務めるマツダ株式会社及び朝日放送株式会社と当社との間に、記載すべき関係はありません。

４．その他企業集団の現況に関する重要な事項

訴訟

・当社は、アイセントレス®をドイツで販売するMSD Sharp & Dohme GmbHと欧州関連会社、及び日本で販売するMSD株式会社（以下、これらの関連会社をまとめて「MSD社」という）に対し、当社が保有するHIVインテグラーゼ阻害薬に関する特許について、ドイツ、英国、オランダ、フランス及び日本で特許係争を行っております。

欧州特許については、2015年３月13日、欧州特許庁異議部は特許を維持する旨の決定を下しておりましたが、MSD社は同年６月10日、欧州特許庁異議部が下した特許維持決定に対して不服申立を欧州特許庁審判部に行いました。これについて欧州特許庁は、2017年10月11日、MSD社の主張を認め、当社の欧州特許が無効である旨の審決を出しました。

当該欧州特許を利用したドイツ、英国、オランダ、フランスでの特許権侵害訴訟及び特許無効訴訟については、当社の敗訴判決が出される見込みです。

ドイツ特許に対しては、2016年１月５日に、MSD社が、強制実施権付与訴訟を提起し、また同年６月７日に、MSD社が、強制実施権付与の仮処分申立を行いました。その仮処分申立が同年８月31日に認められました。2017年１月26日、強制実施権付与の仮処分申立を認める旨の決定に対して、不服を申立てました。同年７月11日、強制実施権付与の仮処分を認める旨の決定に対する当社の不服申立は棄却されました。同年11月21日、強制実施権付与訴訟の一審判決において、MSD社は、仮処分の効力が生じた日から欧州特許が無効とされる日までについて、ドイツでのアイセントレス®の売上の４％のロイヤリティーの支払義務を負う旨の判決が出されました。

日本での係争については、2015年８月17日に、当社は、MSD社に対して、特許権侵害訴訟を提起いたしました。同年12月17日に、MSD社が日本特許につき特許無効審判を請求しました。2017年８月17日、特許無効審判において、特許が無効である旨の審決が出されました。同年９月８日、当社は、当該審決に対して審決取消訴訟を提起しました。一方、同年12月６日、特許権侵害訴訟において、当社の特許が無効であり、当社の請求を棄却する旨の一審判決が出されました。同年12月19日、当社は、当該判決に対して不服申立を行いました。現在、これらの訴訟では、引き続き審理が係属中です。

・当社は、2014年９月12日、大阪国税局長（以下、「原処分庁」という）より、2013年３月期の「法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書」等を受領しました。当社はこれらの処分等を不服として、同年11月10日に、原処分庁に対し異議申立てを行ったものの、原処分庁より異議申立てを棄却されたため、さらに2015年３月９日に、大阪国税不服審判所に対し審査請求書を提出いたしました。しかしながら、当社は、2016年３月７日に、同審判所長より、当社の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決書謄本を受領しましたので、同年９月２日、東京地方裁判所に対し更正処分等の取消請求訴訟を提起いたしました。

・当社は、2017年11月、米国においてドルテグラビル、アバカビル及びラミブジンの配合剤（日本販売名：トリーメク®）の後発品申請を行った各社（Lupin Limited、Cipla Limited、Dr. Reddy's Laboratories, Inc.、Mylan Pharmaceuticals Inc.、Apotex Incなど）に対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK（No.3）Limitedと共同で、当社が保有するドルテグラビルの結晶の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウエア州地区連邦地方裁判所及びその他の連邦地方裁判所で提起いたしました。

・当社は、2017年11月から12月にかけて、米国においてドルテグラビル（日本販売名：テビケイ®）の後発品申請を行った各社（Cipla Limited、Dr. Reddy's Laboratories, Inc.、Sandoz Inc.、LEK Pharmaceuticals D.D.、Apotex Inc.など）に対し、ViiV Healthcare Company及びViiV Healthcare UK（No.3）Limitedと共同で、当社が保有するドルテグラビルの結晶の特許権に基づき、上記後発品申請に基づくFDA承認の有効日が結晶特許満了日より早くならないこと等を求める特許権侵害訴訟をデラウエア州地区連邦地方裁判所及びその他の連邦地方裁判所で提起いたしました。

・当社は、2018年２月７日、米国においてビクテグラビルを含む配合剤（米国名：Biktarvy®）の承認を取得したGilead社に対して、ViiV Healthcareと共同で当社が保有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、米国のデラウエア州地区連邦地方裁判所に特許権侵害を提起いたしました。
　当社は、2018年２月７日、カナダにおいてビクテグラビルを含む配合剤の承認取得を進めているGilead社に対して、ViiV Healthcareと共同で当社が保有するドルテグラビルの物質の特許権に基づき、カナダの連邦裁判所に特許権侵害訴訟を提起いたしました。

連結貸借対照表

（2018年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	（ご参考）前期金額	科目	金額	（ご参考）前期金額
（資産の部）	(722,500)	(670,271)	（負債の部）	(117,659)	(144,059)
流動資産	391,266	343,384	流動負債	72,566	90,595
現金及び預金	140,106	107,847	支払手形及び買掛金	8,016	11,943
受取手形及び売掛金	53,240	59,336	1年内返済予定の長期借入金	10,000	－
有価証券	124,300	98,800	未払法人税等	19,513	28,746
商品及び製品	14,716	19,152	引当金	10,207	10,859
仕掛品	6,993	8,294	賞与引当金	8,741	9,182
原材料及び貯蔵品	12,926	13,940	返品調整引当金	1,360	1,565
繰延税金資産	11,761	11,347	その他の引当金	105	110
その他	27,257	24,700	その他	24,829	39,046
貸倒引当金	△36	△34	固定負債	45,092	53,464
固定資産	331,233	326,886	社債	18,491	20,054
有形固定資産	75,956	78,788	長期借入金	－	10,000
建物及び構築物	48,725	50,302	繰延税金負債	14,159	9,372
機械装置及び運搬具	12,595	11,717	退職給付に係る負債	8,096	9,581
土地	8,352	8,410	その他	4,344	4,456
建設仮勘定	1,057	2,873	（純資産の部）	(604,840)	(526,211)
その他	5,224	5,484	株主資本	579,257	522,445
無形固定資産	75,060	91,125	資本金	21,279	21,279
のれん	32,852	37,630	資本剰余金	20,227	20,227
販売権	38,073	49,969	利益剰余金	574,392	508,049
その他	4,134	3,525	自己株式	△36,641	△27,110
投資その他の資産	180,216	156,972	その他の包括利益累計額	21,589	△125
投資有価証券	155,675	135,970	その他有価証券評価差額金	35,856	25,041
退職給付に係る資産	21,735	18,407	繰延ヘッジ損益	1,174	122
その他	2,848	2,637	為替換算調整勘定	△15,330	△20,026
貸倒引当金	△42	△42	退職給付に係る調整累計額	△111	△5,262
			新株予約権	527	416
			非支配株主持分	3,466	3,474
資産合計	722,500	670,271	負債・純資産合計	722,500	670,271

連結損益計算書

（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	（ご参考）前期金額
売上高	344,667	338,890
売上原価	73,911	77,777
売上総利益	270,756	261,113
販売費及び一般管理費	155,537	152,934
（うち研究開発費）	(59,945)	(59,907)
営業利益	115,219	108,178
営業外収益	28,326	19,312
受取利息及び配当金	27,702	18,840
雑収入	623	472
営業外費用	4,852	4,459
支払利息	557	220
雑支出	4,294	4,239
経常利益	138,692	123,031
特別利益	－	2,182
投資有価証券売却益	－	2,182
特別損失	1,314	2,517
投資有価証券評価損	794	－
減損損失	519	359
事業構造改善費用	－	2,158
税金等調整前当期純利益	137,378	122,695
法人税、住民税及び事業税	30,152	35,745
法人税等調整額	△1,562	3,339
当期純利益	108,788	83,610
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	△78	△268
親会社株主に帰属する当期純利益	108,866	83,879

貸借対照表

（2018年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	（ご参考）前期金額	科目	金額	（ご参考）前期金額
（資産の部）	(596,028)	(570,731)	（負債の部）	(95,518)	(119,159)
流動資産	309,674	296,628	流動負債	53,400	68,317
現金及び預金	38,136	38,304	買掛金	5,450	10,070
売掛金	47,759	56,477	1年内返済予定の長期借入金	10,000	－
有価証券	124,300	98,800	未払金	12,273	20,459
商品及び製品	10,835	14,399	未払費用	3,145	3,624
仕掛品	5,744	7,533	未払法人税等	12,057	22,322
原材料及び貯蔵品	11,981	11,033	預り金	3,395	4,147
前渡金	3,617	3,167	賞与引当金	6,661	7,019
繰延税金資産	11,063	11,181	役員賞与引当金	96	104
短期貸付金	44,925	47,419	返品調整引当金	21	40
その他	11,311	8,311	その他	299	529
固定資産	286,353	274,103	固定負債	42,117	50,841
有形固定資産	68,201	70,710	社債	18,491	20,054
建物	40,199	41,480	長期借入金	－	10,000
構築物	1,919	2,016	繰延税金負債	14,080	11,017
機械及び装置	12,420	11,521	退職給付引当金	8,760	8,920
車両及び運搬具	30	25	その他	785	849
工具、器具及び備品	4,228	4,374	（純資産の部）	(500,510)	(451,572)
土地	8,352	8,410	株主資本	462,951	425,871
リース資産	140	397	資本金	21,279	21,279
建設仮勘定	909	2,482	資本剰余金	16,392	16,392
無形固定資産	26,577	30,530	資本準備金	16,392	16,392
ソフトウェア	2,187	1,386	利益剰余金	461,920	415,309
販売権	24,245	28,935	利益準備金	5,388	5,388
その他	144	208	その他利益剰余金	456,532	409,921
投資その他の資産	191,574	172,862	固定資産圧縮積立金	3,948	4,078
投資有価証券	98,329	81,386	別途積立金	368,645	368,645
関係会社株式	68,321	63,701	繰越利益剰余金	83,938	37,197
関係会社出資金	603	603	自己株式	△36,641	△27,110
長期前払費用	539	561	評価・換算差額等	37,031	25,284
前払年金費用	22,598	25,367	その他有価証券評価差額金	35,856	25,162
その他	1,224	1,283	繰延ヘッジ損益	1,174	122
貸倒引当金	△42	△42	新株予約権	527	416
資産合計	596,028	570,731	負債・純資産合計	596,028	570,731

損益計算書

（2017年４月１日から2018年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	（ご参考）前期金額
売上高	315,941	305,256
売上原価	66,856	70,886
売上総利益	249,084	234,370
販売費及び一般管理費	132,177	125,857
（うち研究開発費）	(59,304)	(57,817)
営業利益	116,907	108,513
営業外収益	4,831	4,398
受取利息及び配当金	3,296	2,799
雑収入	1,535	1,598
営業外費用	4,205	4,797
支払利息	210	210
雑支出	3,995	4,586
経常利益	117,534	108,113
特別利益	－	2,182
投資有価証券売却益	－	2,182
特別損失	519	53,332
減損損失	519	359
関係会社株式評価損	－	52,973
税引前当期純利益	117,014	56,962
法人税、住民税及び事業税	28,615	35,013
法人税等調整額	△736	△6,817
当期純利益	89,135	28,767

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2018年５月７日

塩野義製薬株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　梅原　隆　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　神前泰洋　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の2017年４月１日から2018年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、塩野義製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2018年５月７日

塩野義製薬株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　梅原　隆　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神前泰洋　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の2017年４月１日から2018年３月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年４月１日から2018年３月31日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部（内部監査部門）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、2015年12月22日付の金融庁による会計監査人に対する業務改善命令に関して、2016年１月29日付で金融庁に提出した業務改善計画の実施状況について報告を受け、説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年５月８日

塩野義製薬株式会社　監査役会

常勤監査役　岡本　旦　㊞

常勤監査役　加藤育雄　㊞

社外監査役　横山進一　㊞

社外監査役　福田健次　㊞

社外監査役　平澤正英　㊞

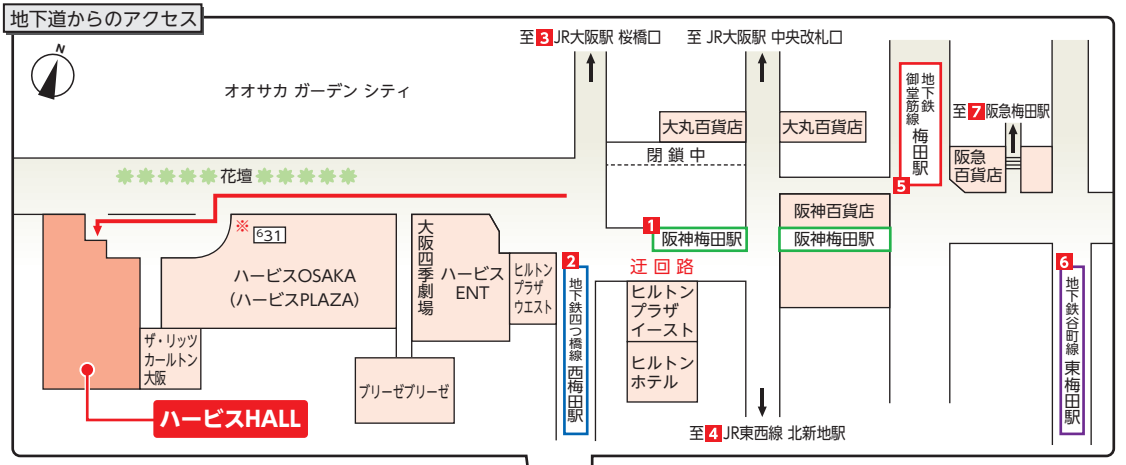
以　上

MEMO

第153回 定時株主総会 会場ご案内図

株主総会 会場 ハービスHALL

大阪市北区梅田２-５-25 ハービスOSAKA 地下２階
http://www.herbis-hall.com/



※通路左側 631 の標識を左折してください

交通のご案内

1. 阪神梅田駅(西改札)西側より徒歩6分
2. 地下鉄四つ橋線西梅田駅(北改札)より徒歩6分
3. JR大阪駅(桜橋口)より徒歩7分
4. JR東西線北新地駅(西改札)より徒歩10分
5. 地下鉄御堂筋線梅田駅(南改札)より徒歩10分
6. 地下鉄谷町線東梅田駅(北改札)より徒歩12分
7. 阪急梅田駅より徒歩15分



※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

VEGETABLE OIL INK
UD FONT